

Contents

AIPPI Bureau

[新年度に向けて](#)

(John Bochnovic, President of AIPPI)

今年も、AIPPI 国際総会に向けての活動が正式に開始されました。また、本会の戦略見直し、アミカス・キュリエ意見書や各種意見書提出の取り組みも一段と加速させ、他の NGO や国際機関との協力も促進したいと思います。

[ASIFI 会合](#)

(Felipe Claro, Vice President of AIPPI)

ドミニカ共和国のプンタカナで先ごろ開催された ASIFI (米州知的財産協会) の会合には米州各国の同僚が集い、この機会を利用して、新たに設置された AIPPI の中米カリブ地域部会についてお知らせすることができました。

[欧州委員会および OHIM における AIPPI の存在感](#)

(Laurent Thibon, Deputy Secretary General of AIPPI)

AIPPI は、欧州委員会および OHIM との関係を発展させる重要な一歩として、欧州連合の Transparency Register に登録されました。また OHIM では、Observatory (監視) ネットワークの一員になっています。

[おくやみ : Martin J. Lutz 氏 \(1939 年 6 月 20 日生 - 2013 年 12 月 29 日没\)](#)

(Thierry Calame, Reporter General of AIPPI)

AIPPI の元 Secretary General で、President of Honour の Martin J. Lutz (Dr.) 氏が、2013 年 12 月 29 日に逝去されました (享年 74 歳)。故人の功績を偲び、哀悼の意を表します。

2014年 AIPPI トロント総会

[2014年 AIPPI 国際総会—トロント、2014年9月14日～17日](#)

(Philip C. Mendes da Costa, Chair Organizing Committee)

AIPPI 総会は、仲間との再会や新たな出会いを楽しんでいただけるよう、打ち解けた雰囲気作りを心がけています。まもなく参加登録が開始されるので、お待ちください。

[2014年 AIPPI 国際総会—トロント、2014年9月14日～17日 \(スポンサー募集のご案内\)](#)

(Toronto 2014 Organizing Committee)

来る AIPPI トロント総会におけるスポンサー募集のパンフレットができあがりました。スポンサー枠はすぐに売れてしまうので、直ちに確認されるようご案内します。

トロント総会議題の作業ガイドライン

(AIPPI General Secretariat)

2014年トロント総会の議題は以下の通りです。

[議題 238：第二医薬用途のクレーム](#)

[議題 239：マドリッド制度に基づく基礎標章の要件](#)

[議題 240：著作権法における消尽の問題](#)

[議題 241：知的財産ライセンスと破産](#)

各議題のリンクをクリックすると、作業ガイドラインが表示されます。会員の皆様は、所属する部会における議題の検討に積極的にご参加ください。参加を希望する場合は、部会の会長または事務局にその旨をお伝えください。各部会が最高の成果を上げられるよう願っております。なお、部会レポートの提出は、**2014年5月19日(月)**までにお願いたします。

2014年トロント総会の重要な日付・期限

(AIPPI General Secretariat)

- ・登録開始：2014年3月31日
- ・早期割引 (Early Bird) での登録締め切り：2014年6月9日
- ・通常料金での登録締め切り：2014年8月11日

総会に関する詳細や最新情報は、本部ウェブサイト www.aippi.net でご確認ください。

今後の行事

2014年3月：2014年 AIPPI 知的財産セミナー - 2014年3月14日、KKR ホテル東京
(AIPPI 日本部会)

詳細は[セミナー情報と登録フォーム](#)をご覧ください。

2014年3月：ASIPI-ABAPI 知的財産セミナー - 2014年3月15日～18日、ブラジル
(ポルト・アレグレ)

(Brazilian Group of AIPPI)

詳細はセミナーのサイトをご覧ください：<http://www.asipiportoalegre2014.com/en>

2014年4月：AIPPI トルコ部会－第3回知的財産セミナー－イスタンブール、2014年
4月7日・8日(会場：Harbiye Military Museum)

(Turkish Group of AIPPI)

詳細は右記リンクをご覧ください：http://www.aippiturkey.org/aippi_2014/en/

2014年4月：[フランスーブラジル 知的財産権の機能に関するセミナー](#)

AIPPI 本部に支援いただき、2014年4月8日と9日にベロオリゾンテ、4月11日はリオデジャネイロでセミナーを開催します。このセミナーは、フランスとブラジル両国の研究者や専門家が経験を共有できる機会を提供します。

記事・解説

オーストラリア：[最高裁が後発医薬品の「スキニー・ラベル」を容認（治療法特許には新たな影響なし）](#)

(Matthew Swinn and David Fixler, Corrs Chambers Westgarth, Melbourne, Australia)

オーストラリア高等法院は、治療法がオーストラリアにおいて特許性のある対象であることを確認しました。しかし、医療処置／外科手術に特許性があるかどうかは不明確なままです。高等法院の「供給による侵害」に対するアプローチは、後発医薬品メーカーにとっては、画期的で歓迎できるものです。

カナダ：[知的財産条約が国会へ](#)

(Matthew Zischka, Smart & Biggar/Fetherstonhaugh, Toronto, Canada)

カナダ政府は、マドリッド議定書、シンガポール条約、ニース協定、ヘーグ協定、および特許法条約を国内法で実施するための第一歩として、これらの条約を国会へ上程しました。

チリ：工業所有権庁 (INAPI)

(INAPI)

チリ工業所有権庁 (INAPI) は 2012 年、PCT の国際調査機関 (ISA) および国際予備審査機関 (IPEA) に指定されました。南米ではブラジルに次いで 2 番目、スペイン語圏では、スペインに次いで 2 番目の ISA/IPEA です。新たなオフィスの業務は、2014 年末までに開始します。詳しくは下記のリンクをご覧ください。

<http://www.inapi.cl/portal/prensa/607/w3-article-3467.html>

また、チリ農業研究所 (INIA) の一部門が、微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局として認可されました。詳しくは下記のリンクをご覧ください。

<http://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/index.html>

欧州：[欧州委員会が専門家の参加を呼びかけ](#)

(AIPPI General Secretariat)

欧州委員会は、Horizon 2020 プログラムの研究・イノベーションに関する、独立した専門家データベースへの登録を呼びかけています。

欧州：[OHIM の新たな電子出願ツールに関するウェビナー](#)

(AIPPI General Secretariat)

OHIM は、2013 年 11 月 27 日、[新たな電子出願ツールに関するウェビナー](#) (ウェブ・セミナー) の動画をサイトに掲載しました。

フランス：[欧州司法裁判所の大法廷判決](#)

2013 年 7 月 18 日、Case C-414/11

第一三共株式会社、Sanofi-Aventis Deutschland GmbH

vs

DEMO Anonymos Viomichaniki kai Emporiki Etairia Farmakon.

(Catherine Mateu, Catherine Mateu, Paris, France)

欧州司法裁判所は、ギリシャ特許/SPCに関する事件の裁判で、TRIPS 協定第 27 条は、

EU の排他的権限の範囲にあるという判決を下しました。これにより、TRIPS 協定のすべての規定が、EU の排他的権限の範囲にあるとされる可能性もあるため、EU 域内での国際的な知的財産法に関する重要な判決と言えます。

英国： [不透明性が増大：欧州司法裁判所の SPC 関連判決についてのセミナー](#)

(Ed Oates and Frederick Nicolle, Carpmaels & Ransford LLP, London, UK)

欧州司法裁判所 (CJEU) における最近の SPC (医薬特許の期間延長制度) 関連事件の判決に関する AIPPI セミナーが開催され、法律事務所、産業界、司法界からの参加者が、Medeva 事件で残された混乱を CJEU が解決できたかどうか、そして、法律は今後どちらへ進むかについて議論しました。

米国： [被許諾者が起こした確認訴訟の侵害立証責任は特許権実施許諾者にある：Medtronic 事件の最高裁判決](#)

(Kelly G. Hyndman, Sughrue Mion, PLLC, Washington, DC, United States)

米国の最高裁判所は Medtronic v. Mirowski Family Ventures 事件において、特許権実施許諾者がライセンスによって侵害訴訟の反訴を阻まれる場合、被許諾者が、確認訴訟の原告として非侵害の立証責任を負うとした、連邦巡回控訴裁判所の判決を覆し、特許権実施許諾者の側が常に侵害の立証責任を負うと判断しました。

フィードバック

会員の皆様からのご意見・ご感想をお待ちしております。e-News あるいは AIPPI に関して気づいた点などありましたら、enews@aippi.org までメールでお寄せください。

・ **寄稿のお願い**

e-News に掲載する記事を読者の皆様から募集しています。原稿は最新の[編集ポリシー](#) / [ガイドライン](#) に沿ったものにしていただくようお願いします。

このメールが正しく表示されない場合は、[ウェブサイト](#) からご覧ください。

配信を停止したい場合は、[Unsubscribe](#) から手続きを行ってください。

国際知的財産保護協会 (AIPPI)

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

enews@aippi.org | www.aippi.org

今号の作成者 : AIPPI General Secretariat、Ching-Ying Chen

作成協力 : AIPPI Secretary General、Stephan Freischem

編集 / Communications Committee :

Chair : Charters Macdonald-Brown

Members: Johnny Fiandeiro

Kristian Fredrikson

Klaus Haft

Bernardo Herrerias

Jehyun Kim

Emmanuel Larere

Bianca Manuela Gutierrez

Bill Mayo

Petri Rinkinen

Robert Sacoff

Ana de Sampaio

Matthew Swinn

免責事項 :

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。